

## 日本臨床麻酔学会 会員医師の倫理綱領

2016年11月2日 理事会 制定

1. 患者の人格と利益： 本学会会員は、麻酔臨床での職務の重大さを自覚し、患者の人格を尊重し、患者の利益を最優先する。
2. 患者中心の医療： 本学会会員は、周術期医療にかかわる医療従事者と協働し、患者中心の医療を実践する。
3. 患者・家族の同意： 本学会会員は、診療の内容を患者及び家族に説明し、十分な理解と同意のもとに患者自身の意思決定を尊重して医療を提供する。
4. 診療姿勢： 本学会会員は、日本医師会「医の倫理綱領」ならびに日本麻酔科学会「麻酔科医倫理綱領」を尊重し、患者にとって最善の麻酔科医療を提供することで、患者の精神的・身体的苦痛を取り除き、安全で快適な医療の提供に貢献する。
5. 自己研鑽と教育活動： 本学会会員は、麻酔科学ならびに周術期医学、その関連領域における最新の知識と技術の習得に努め、医学生や後輩の教育と指導を推進する。
6. 学術研究活動： 本学会会員は、インフォームド・コンセントの原則（厚生労働省「臨床研究に関する倫理指針」）を遵守し、動物実験にあたっては動物愛護の精神（日本学術会議「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」）に従って、学術研究を推進する。
7. 社会貢献： 本学会会員は、麻酔科医療ならびに周術期医療をとおして国民の健康・福祉の向上に貢献すると共に、麻酔科医療ならびに周術期管理医学が社会に広く定着するよう、その啓発に努める。
8. 不測の事態への対応： 本学会会員は、患者に不測の事態が発生したときは、回復に最善を尽くすとともに、患者及び家族に十分に説明し、原因究明と再発防止に努める。
9. 倫理綱領に反する行為への対応： 本学会会員が、本倫理綱領に著しく反した行為をとった場合は、理事会および倫理委員会等で厳格に対応する。

<参照>

日本医師会「医の倫理綱領」平成 12 年 4 月 2 日

日本麻酔科学会制定 「麻酔科医倫理綱領」平成 15 年 5 月 28 日